

令和元年第 3 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(令和元年 12 月 16 日提出 追加議案第 1 号～議案第 6 号、追加諮問第 1 号)

説 明 書 目 次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	P 1
2	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	P 1
3	さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	P 2
4	令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）について	P 2
5	令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	P 3
6	令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	P 3
7	人権擁護委員候補者の推薦について	P 4
8	議案説明資料 参照法令等	P 5
9	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 6
10	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 8
11	さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 10

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 3 件、予算 3 件及びその他の議案 1 件であります。

追加議案第 1 号は、さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 2 号は、さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市長等の期末手当の支給割合を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 3 号は、さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。

国においては、人事院の一般職の国家公務員の給与改定に関する勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われました。

本案は、さくら市職員及びさくら市一般職の任期付職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じ、給料表の改定、勤勉手当の支給割合の引き上げなど、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 4 号は、令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）であります。

今回の補正予算は、令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 8 号）に 1,031 万 6 千円を追加し、予算の総額を 194 億 5,840 万 6 千円とするものであります。

歳入では、19 款繰越金で前年度繰越金 1,031 万 6 千円を追加、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を該当科目にそれぞれ計上いたしました。

追加議案第 5 号は、令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）であります。

今回の補正予算は、令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）に 21 万 4 千円を追加し、予算の総額を 32 億 6,364 万 4 千円とするものであります。

歳入では、8 款繰入金で職員給与等繰入金 21 万 4 千円を追加、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定について、人件費を該当科目にそれぞれ計上いたしました。

追加議案第 6 号は、令和元年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条収益的収入及び支出の支出、第 1 款下水道事業費用で、既決予定額に 11 万 8 千円を追加し、総額を 10 億 1,694 万円とするものであります。

また、予算第 3 条資本的収入及び支出の支出、第 1 款資本的支出で、既決予定額に 14 万円を追加し、総額 10 億 4,389 万 2 千円とするものであります。

追加諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本件は、現委員の福田哲^{ふくだあきら}氏が令和元年 11 月 30 日をもって解職されたため、新たに佐藤淳子^{さとうじゅんこ}氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

◎ 人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）（抄）

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 43 号）（第 1 条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
(期末手当) 第 5 条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 170</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第 5 条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 165</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 43 号）（第 2 条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
(期末手当) 第 5 条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第 5 条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 170</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市長等の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 47 号）（第 1 条関係）（1/1）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第 4 条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 170</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	（期末手当） 第 4 条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 165</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市長等の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 47 号）（第 2 条関係）（1/1）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第 4 条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略	（期末手当） 第 4 条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 170</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 50 号）（第 1 条関係） (1/4)

改 正 案	現 行
(勤勉手当) 第 17 条の 4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 97.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 117.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略	(勤勉手当) 第 17 条の 4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 92.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 112.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略

改 正 案									現 行								
別表第1（第3条関係）									別表第1（第3条関係）								
行政職給料表									行政職給料表								
職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900		1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500		2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900		3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500		4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400		5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900		6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	257,200	302,200	332,300	377,200		7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700		8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100		9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800		10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400		11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100		12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500		13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800		14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000		15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400		16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200		17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200		18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100		19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900		20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800		21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600		22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400		23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300		24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100		25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600		26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100		27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700		28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300		29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600		30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900		31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100		32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300		33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600		34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900		35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
○さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）（第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）
（3/4）

改 正 案										現 行									
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100		再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300			37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100			38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900			39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700			40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300			41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000			42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700			43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400			44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200			45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			

改 正 案										現 行										
		<u>90</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>					<u>90</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>			
		<u>91</u>	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>					<u>91</u>	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>			
		<u>92</u>	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>					<u>92</u>	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>			
		<u>93</u>	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>					<u>93</u>	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>			
		<u>94</u>		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>							<u>94</u>		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>					
		<u>95</u>		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>							<u>95</u>		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>					
		<u>96</u>		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>							<u>96</u>		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>					
		<u>97</u>		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>							<u>97</u>		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>					
		<u>98</u>		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>							<u>98</u>		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>					
		<u>99</u>		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>							<u>99</u>		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>					
		<u>100</u>		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>							<u>100</u>		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>					
		<u>101</u>		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>							<u>101</u>		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>					
		<u>102</u>		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>							<u>102</u>		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>					
		<u>103</u>		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>							<u>103</u>		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>					
		<u>104</u>		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>							<u>104</u>		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>					
		<u>105</u>		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>							<u>105</u>		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>					
		<u>106</u>		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>							<u>106</u>		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>					
		<u>107</u>		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>							<u>107</u>		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>					
		<u>108</u>		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>							<u>108</u>		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>					
		<u>109</u>		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>							<u>109</u>		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>					
		<u>110</u>		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>							<u>110</u>		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>					
		<u>111</u>		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>							<u>111</u>		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>					
		<u>112</u>		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>							<u>112</u>		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>					
		<u>113</u>		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>							<u>113</u>		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>					
		<u>114</u>		<u>301,000</u>								<u>114</u>		<u>301,000</u>						
		<u>115</u>		<u>301,300</u>								<u>115</u>		<u>301,300</u>						
		<u>116</u>		<u>301,700</u>								<u>116</u>		<u>301,700</u>						
		<u>117</u>		<u>301,900</u>								<u>117</u>		<u>301,900</u>						
		<u>118</u>		<u>302,100</u>								<u>118</u>		<u>302,100</u>						
		<u>119</u>		<u>302,400</u>								<u>119</u>		<u>302,400</u>						
		<u>120</u>		<u>302,700</u>								<u>120</u>		<u>302,700</u>						
		<u>121</u>		<u>303,100</u>								<u>121</u>		<u>303,100</u>						
		<u>122</u>		<u>303,300</u>								<u>122</u>		<u>303,300</u>						
		<u>123</u>		<u>303,600</u>								<u>123</u>		<u>303,600</u>						
		<u>124</u>		<u>303,900</u>								<u>124</u>		<u>303,900</u>						
		<u>125</u>		<u>304,200</u>								<u>125</u>		<u>304,200</u>						
再任用職員		<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>				再任用職員		<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 50 号）（第 2 条関係） (1/2)

改 正 案	現 行
(住居手当) 第 9 条の 2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 <u>1 万 6,000 円</u> を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市規則で定める職員を除く。） (2) 第 10 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額 <u>1 万 6,000 円</u> を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの 2 住居手当の月額、は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。 (1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額 ア 月額 <u>2 万 7,000 円</u> 以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>1 万 6,000 円</u> を控除した額 イ 月額 <u>2 万 7,000 円</u> を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>2 万 7,000 円</u> を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が <u>1 万 7,000 円</u> を超えるときは、<u>1 万 7,000 円</u>）を 1 万 1,000 円に加算した額 (2) 略 3 略 (勤勉手当)	(住居手当) 第 9 条の 2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 <u>1 万 2,000 円</u> を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市規則で定める職員を除く。） (2) 第 10 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額 <u>1 万 2,000 円</u> を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの 2 住居手当の月額、は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。 (1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額 ア 月額 <u>2 万 3,000 円</u> 以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>1 万 2,000 円</u> を控除した額 イ 月額 <u>2 万 3,000 円</u> を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から <u>2 万 3,000 円</u> を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が <u>1 万 6,000 円</u> を超えるときは、<u>1 万 6,000 円</u>）を 1 万 1,000 円に加算した額 (2) 略 3 略 (勤勉手当)

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 50 号）（第 2 条関係） (2/2)

改 正 案	現 行
第 17 条の 4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 95</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100 分の 115</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略	第 17 条の 4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100 分の 97.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100 分の 117.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号)

(第 3 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行																																
(給与条例の適用除外等) 第 10 条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 30 年さくら市条例第 17 号）第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「<u>100 分の 172.5</u>」とする。 別表第 1（第 8 条関係） 特定任期付職員給料表 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td><u>375,000 円</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> 別表第 2（第 9 条関係） 任期付職員給料表 <table><tr><th>職務の級</th><th>1 級</th><th>2 級</th><th>3 級</th><th>4 級</th></tr><tr><td>給料月額</td><td><u>146,100 円</u></td><td><u>195,500 円</u></td><td><u>231,500 円</u></td><td><u>264,200 円</u></td></tr></table>	号給	給料月額	1	<u>375,000 円</u>	略	略	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	給料月額	<u>146,100 円</u>	<u>195,500 円</u>	<u>231,500 円</u>	<u>264,200 円</u>	(給与条例の適用除外等) 第 10 条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 30 年さくら市条例第 17 号）第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。 別表第 1（第 8 条関係） 特定任期付職員給料表 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td><u>374,000 円</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> 別表第 2（第 9 条関係） 任期付職員給料表 <table><tr><th>職務の級</th><th>1 級</th><th>2 級</th><th>3 級</th><th>4 級</th></tr><tr><td>給料月額</td><td><u>144,100 円</u></td><td><u>194,000 円</u></td><td><u>230,000 円</u></td><td><u>263,000 円</u></td></tr></table>	号給	給料月額	1	<u>374,000 円</u>	略	略	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	給料月額	<u>144,100 円</u>	<u>194,000 円</u>	<u>230,000 円</u>	<u>263,000 円</u>
号給	給料月額																																
1	<u>375,000 円</u>																																
略	略																																
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級																													
給料月額	<u>146,100 円</u>	<u>195,500 円</u>	<u>231,500 円</u>	<u>264,200 円</u>																													
号給	給料月額																																
1	<u>374,000 円</u>																																
略	略																																
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級																													
給料月額	<u>144,100 円</u>	<u>194,000 円</u>	<u>230,000 円</u>	<u>263,000 円</u>																													

さくら市職員の給与に関する条例及びさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 30 年さくら市条例第 17 号）

（第 4 条関係）（1/1）

改 正 案	現 行
（給与条例の適用除外等） 第 10 条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 30 年さくら市条例第 17 号）第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。	（給与条例の適用除外等） 第 10 条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 30 年さくら市条例第 17 号）第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「<u>100 分の 172.5</u>」とする。